

## 札幌くらぶ会則の制定について

札幌くらぶ会則を次のように定める。

1996年8月20日

### 札幌くらぶ会則

(名称)

第1条 本会は、「札幌くらぶ」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、札幌市中央区中島公園1番15号(札幌コンサートホール)財団法人札幌交響楽団内におく。

(目的)

第3条 本会は、札幌交響楽団の演奏を楽しみ、その活動を支えることを目的とする。

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する会員をもって構成する。

(会費)

第5条 会員は、年間2,000円の会費を支払うものとする。但し、初年度入会者の内、平成9年1月以降に入会した会員については、平成9年度分会費の支払いを免除する。

(事業)

第6条 本会は、本会の目的に添う諸活動を行う。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
運営委員	若干名
会計	1名
監査	2名
事務局長	1名

2 会長並びに監査は、会員の互選により総会において選任し、他の役員は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成する。
- (4) 事務局長は、本会の事務を統括する。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は、2年とする。

(諸会議)

- 第10条 総会は、本会の最高意思決定機関とし、会長が1年に1度及び必要に応じてこれを招集することとし、会長の選任、重要な事業計画、予算、決算を審議決定する。
- 2 総会は、出席会員の多数決によって決定する。
- 3 運営委員会は、役員並びに運営委員をもって構成し、総会に次ぐ意思決定機関とし、事業運営に関する事項を協議決定する。

(会計年度)

- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる。

附 則

- 第12条 この会則は、1996年8月20日から施行する。